

山梨県岩石採取計画認可事務取扱要綱

昭和 54 年	3 月 9 日	商 第	3-18 号
(改) 昭和 56 年	3 月 4 日	森土 第	2-28 号
(改) 平成 2 年	3 月 12 日	森土 第	3-11 号
(改) 平成 13 年	7 月 4 日	森整 7 第	6-5 号
(改) 平成 15 年	4 月 1 日	森整 6 第	5-13 号
(改) 平成 18 年	7 月 1 日	森整 第	538 号
(改) 平成 20 年	3 月 17 日	森整 第	1939 号
(改) 平成 28 年	3 月 25 日	森整 第	1903 号
(改) 令和 7 年 12 月 23 日		森整 第	1694 号

(目的)

第1条 この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。）の施行による岩石採取計画の認可に関する取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認可の対象)

第2条 法第33条の規定による採取計画の認可を受けることができる採石業者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 原則として、岩石の採取に関し自主保安の確立を目的として設立された採石業者の法人化された団体又はその構成員で災害復旧、跡地整理（緑化修景を含む。以下同じ。）等に関し当該団体の連帯保証を受けている者
- (2) 岩石の採取業務を開始するにあたり、災害等の防止計画が完全であるとともに、災害復旧、跡地整理等の能力を有する者であり、かつ、保証能力が十分あると認められる採石業者又は県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適当と認めた者2名の連帯保証を受けている者

(認可申請書及び添付書類)

第3条 法第33条の3の規定により提出する認可申請書及び添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 採取計画認可申請書（様式1号）

- (2) 土地使用目録（様式2号）

- (3) 位置図

岩石採取場（破碎洗浄施設の場合を含む、以下同じ。）の位置を示す地図は、縮尺5万分の1とし、所在地及び運搬経路を朱記するものとする。

- (4) 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面

岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面には、次の事項を表示するものとする。

ア 切羽の位置

イ 廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキ処理土（以下「廃土石等」という）の

- たい積場の位置及び採取跡の埋戻し又はたい積を行う場所
ウ 災害防止施設の設置場所及び岩石採取場内の車両、重機類の通路
エ 破碎洗浄施設のある場合は、機械、沈殿池又は汚濁水処理施設等の設置場所
オ 岩石採取場の周辺300メートル程度の範囲内に存する河川、道路、鉄道、送電線、鉄塔その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物及び農業・林業用施設等の位置並びにそれぞれの距離
カ 産業廃棄物中間処分場が併設されている場合は、その設置場所

(5) 実測平面図

- ア 採取場の実測平面は、縮尺500分の1から1,000分の1の地形図とし、縦断測量の測点と水準杭の位置及び高さを記入するものとする。
イ 採取場が他の土地と隣接するときは、その境界を明示するものとする。
ウ 繼続して認可を受けようとする採取場にあってはその経緯を明確に図示するものとする。

(6) 実測縦横断面図

実測縦横断面図は、縮尺100分の1から1,000分の1とし、形状に応じて作図し、現地盤面、計画地盤面及び年次ごとの採取順序を記入するものとする。

(7) 登録を証する書面

法第32条の登録を受けていることを示す書面は、経済産業局長又は都道府県知事の登録済通知書の写しとする。

(8) 監督計画等

規則第8条の15第2項第6号に定める事務所の所在地及び採取場の監督計画に関する書面は監督計画書（様式3号）によるものとする。

(9) 採取に関する権原を証する書面

規則第8条の15第2項第7号の定める岩石の採取を行うことについて権原を有すること、又は権原を取得する見込みが確実であることを示す書面は、次のものとする。

ア 自己の所有する土地又は採石権が設定してある土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記事項証明書又は登記簿の謄本

ただし、所有権移転登記又は採石権設定登記が未了の場合は、当該土地の権原を取得したことが、確実であることを証する書面及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

イ 採石権以外の権原をもって他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地において岩石採取をする旨を内容とした土地所有権者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書又は同意書等の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

なお、土地の所有者が2人以上で、契約の締結にあたり代表者が契約を行っている場合にあってはそれぞれの土地所有権者が、当該土地の契約に関し一切の権限を代表者に委任したことを証する書面を付するものとする。

(10) 関係法令の処分に関する書面

規則第8条の15第2項第8号による岩石の採取に係る行為に関し他の行政庁の処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面は、次のものとす

る。

ア 処分を受けていることを示す書面は、許可、認可その他の処分を行った行政庁が発した証明書又は許可書等の写し

イ 処分を受ける見込みに関する書面は、他の行政庁に提出した当該処分を受けるための申請書等の写し

(11) 搬出計画に関する書面

規則第8条の15第2項第9号による岩石の搬出に関する方法及び経路等を示す書面は、本条第1号に定める採取計画認可申請書の様式において定めるところによるものとする。

(12) 資金計画の書面

規則第8条の15第2項第10号による採取跡における災害の防止のための資金計画の書面は、様式4号において定めるところによるものとする。

(13) その他の参考図面又は書面

規則第8条の15第2項第11号による参考となる事項を記載した図面又は書面は、次のとおりとする。

ア 新たに岩石採取場の認可を申請する場合は、岩石の種類、賦存状況について調査した書面

イ 公図の写しに採取計画区域を朱線で囲み、地番ごとに所有権者名、地目を、また隣接地については地番、所有権者名、使用者名、地目等を明示したもの

ウ 岩石採取場に隣接する土地所有者及び土地使用者の境界確認書（様式5号）

エ 岩石採取場から300メートル（転石等の採取で採取後直ちに搬出する場合は50メートル）以内にある教育施設、社会福祉施設及び医療施設の長の同意書

オ 第2条第1号に該当する採石業者にあっては、当該団体の連帯保証書（様式6号）

カ 第2条第2号に該当する採石業者にあっては、過去3年間の決算書又は青色申告書等過去3年間の経営状況が確認できる書面及び保証能力が十分あると認められる採石業者又は県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適當と認めた者2名の連帯保証書（様式7号）

キ 岩石採取工程表（様式8号）、及び破碎洗浄工程図

ク 岩石の採取に伴う災害防止施設等の計画に関する図面、廃土石等のたい積を行う場合は、安定計算結果に關係する書面

ケ 認可期間終了時、岩石採取廃止時における岩石採取場跡地の措置計画及び緑化計画について記載した図書

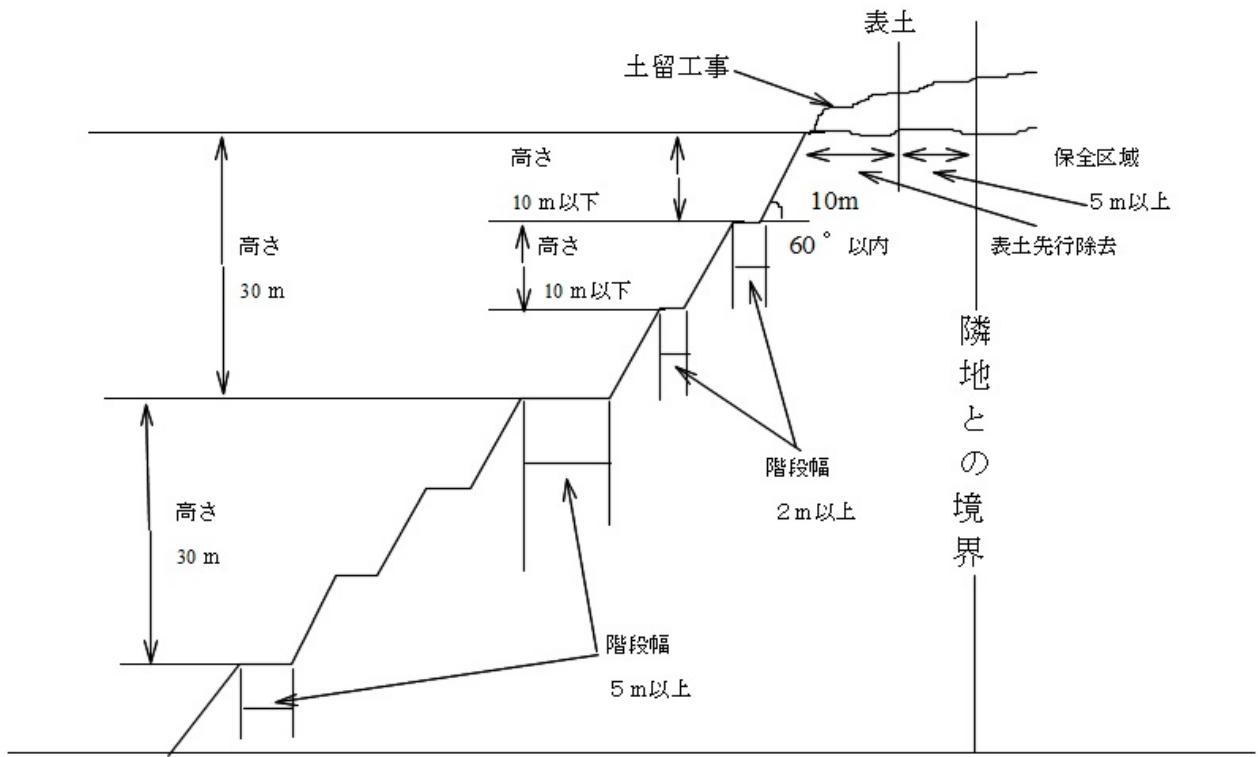
コ 現況写真

サ その他知事が必要と認めたもの

(採取計画認可基準)

第4条 採取計画の認可に関する基準は、法第33条の4及び採石技術指導基準書（平成15年版）によるほか、次のとおりとする。

- (1) 認可する採取の期間は7年以内とする。ただし、当該期間の運用については、別に定める要領によることとする。
- (2) 平坦な場所からの採取は、原則として埋戻し計画があるもののみとし、掘削深はその都度知事が定めた深さとする。
- (3) 保全距離は、原則として隣接地境界から5メートル以上とするが、公共物件等に隣接する場合は、次のとおりとする。ただし、他法令で本条に定める距離以上の距離を定めている場合は、その定めによるものとする。
 - ア 国道、県道、市町村道、広域農道、林道、法定河川、鉄道、鉄塔等及びその付属施設がある場合は、その境界から10メートル以上とする。
 - イ その他知事が必要と認めた場合は、その都度定めた距離
- (4) 緑化については、次のとおりとするほか、「採石場における緑化に関する指針」に基づき、実施すること。
 - ア 岩石採取場の緑化が必要と思われるところにあっては、原則として緑化すること。
 - イ 採取中にあっても採取修了部分は、緑化を実施すること。
 - ウ 緑化は、原則として認可期間中に行うこと。
- (5) 最終残壁は、岩質を考慮して、60度以内の安全な勾配とし、次のとおり階段を設けること。
ただし、他法令により本条に定める基準以下の緩勾配で残壁の高さ、階段の幅を定めている場合は、その定めによるものとする。
 - ア 残壁の高さ10メートル以下ごとに幅2メートル以上の階段を設けること。
ただし、残壁の最も高い地点と最も低い地点との垂直距離が30メートルをこえるときは、高さ30メートルごとに設ける階段の幅は5メートル以上とする。



(変更認可の申請等)

第5条 認可採取計画を変更しようとするとき及び法第33条の9の規定による変更命令を受けたときは、法第33条の5の規定により変更の届出又は変更の認可を受けなければならない。

2 前項の変更認可に係る規則第8条の16の規定による採取計画の変更認可申請書(様式9号)に添付すべき書類は、変更に関わる事項について第3条の規定を準用する。

(採取計画の軽微な変更の届出)

第6条 法第33条の5第2項、規則第8条の16の2の規定による軽微な変更は、採取計画の軽微な変更届書(様式10号)により届け出るものとする。

2 前項の採取計画の軽微な変更届書に添付すべき書類等については、変更に関わる事項について第3条の規定を準用する。

(氏名等の変更の届出)

第7条 法第33条の5第4項、規則第8条の17の規定による氏名等の変更の届出は、氏名等変更届書(様式11号)により届け出るものとする。

2 前項の氏名等変更届書に添付すべき書類等については、変更に関わる事項について規則第8条の4の規定を準用する。

(休止又は廃止の届出)

第8条 法第33条の10、規則第8条の18の規定による休止又は廃止の届出は、岩石採取休止・廃止届書(様式12号)により届け出るものとする。

- 2 前項の休止又は廃止の届書に添付すべき書類等については、岩石採取休止、廃止時における岩石採取場跡地の措置計画及び緑化計画について記載した図書、並びに現況写真とする。
- 3 前項の届出があった場合には、災害防止措置等が完了したことを現地確認し、受理するものとする。

(産業廃棄物中間処理施設との併用)

第9条 岩石採取認可を受けている採石事業区域内において、産業廃棄物中間処理施設を設置しようとする場合は、設置場所や破碎選別施設等の併用方法について事前に協議するとともに、産業廃棄物中間処理施設等に係る報告書（様式13号）を提出しなければならない。

- 2 前項報告書には、産業廃棄物処理施設に関する事前協議書、産業廃棄物処分業許可書写し、処理工程が確認できる工場平面図等を添付するものとする。
- 3 併用の主体は採取計画の認可を受けた者（同一事業者）とする。
- 4 産業廃棄物中間処理に用いる原材料及び製品置き場は、占用区域としその他の区域と明確に分けて設置することとする。
- 5 破碎選別施設の稼働については、廃棄物破碎と岩石破碎の時間帯を、それぞれ曜日又は時間ごとに定め、明確に区分することとする。

(認可申請書等の提出期限)

第10条 法第33条の規定による採取計画認可の申請又は法第33条の5第1項の規定による変更認可の申請を行う者は、原則として当該採取業務及び変更業務に着手しようとする計画日、行政手続法（平成5年法律第88号。）及び山梨県行政手続条例（平成7年山梨県条例第46号。）に基づく標準処理期間を踏まえ、申請書を提出しなければならない。

- 2 法第33条の5第2項の規定による軽微な変更を行う者は、原則として当該変更業務を行う計画日30日前までに届書を提出しなければならない。
- 3 法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出を行う者は、遅滞なく届書を提出しなければならない。
- 4 法第33条の10の規定による休止又は廃止の届出を行う者は、当該採石場の災害防止措置完了後、遅滞なく届書を提出しなければならない。
- 5 第9条に規定する産業廃棄物中間処理施設等に係る報告を行う者は、産業廃棄物処分業許可後、速やかに報告書を提出しなければならない。

(認可申請書の提出部数)

第11条 法第33条の規定による採取計画認可の申請書又は法第33条の5第1項の規定による変更認可の申請書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

ただし、岩石採取場が2以上の市町村にまたがるときは、正本1通及び当該岩石採取場の所在する市町村の数に1通を加えた数の副本とする。

- 2 法第33条の5第2項の規定による採取計画の軽微な変更届書、法第33条の5第4項の規定による氏名等変更の届書、法第33条の10の規定による岩石採取休止・廃止届書、第9条の規定による産業廃棄物中間処理施設等に係る報告書の提出部数は、正本1通、副本1通とする。

(報告及び検査)

第12条 法第42条の規定によるほか常に業務の実態を把握し、災害等を未然に防止するため、次に掲げる場合は報告書を徴するとともに、原則として立入検査を行うものとする。

- (1) 岩石採取計画の採取期間が、3年以上7年以内の認可の場合（採取期間の変更認可で1年をこえる場合を含む）、認可を受けた日から1年を経過するごとに、それぞれの経過の日から起算して10日以内に認可採取場中間報告書（様式14号）を提出するものとする。

ただし、すでに採取が終了し廃止届が提出されている場合又は認可採取期間終了後引き続き採取計画認可申請書が提出されている場合を除く。

- (2) その他知事が必要と認めたとき。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、当該採取計画の認可期間が満了するまでなお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年 7月 4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年 7月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 3月 17日から施行する。

- 2 この要綱施行前に預託制度により採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。